



宮 崎 県 公 報

令和5年9月28日(木曜日) 第445号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○基本測量の終了の通知…………… (管理課) 8
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 4		○公共測量の実施の通知 (2件) …………… (“) 8
告 示		○落札者等の公告…………… 9
○保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 5		企業局企業管理規程
○保安林の指定…………… (“) 6		○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…………… 9
○保安林の指定予定の通知 (7件) …………… (“) 6		病院局企業管理規程
○保安林の指定作業要件の変更…………… (“) 7		○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程…………… 13
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 8		○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (道路保全課) 8		する企業管理規程…………… 14
公 告		人事委員会公告
○宮崎県の人事行政の運営等の状況の公表…………… (人事課) 8		○令和5年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 8		(一般行政・土木・農業土木・林業 (社会人
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然環境課) 8)) (第2回) の実施…………… 14
		○令和5年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度
		(土木特別枠、農業土木特別枠) (第2回)
		の実施…………… 14

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～42の2 [略] 42の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条 例 (平成9年宮崎県条例第25号) による次の事 務 (1)～(3) [略]	西臼杵支 庁長	1～42の2 [略] 42の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条 例 (平成9年宮崎県条例第25号) による次の事 務 (1)～(3) [略] <u>(4) 第8条の2第1項の規定による期限付一 般県営住宅の指定に関すること。</u> <u>(5) 第8条の2第2項ただし書の規定による 期限付入居決定の失効に関すること。</u> <u>(6) 第8条の2第4項 (同条第9項において 準用する場合を含む。) の規定による期限付 一般県営住宅の明渡しの説明に関すること。</u> <u>(7) 第8条の2第5項 (同条第9項において</u>

	<p>(4) 第9条(第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による入居決定等の通知に関する事。</p> <p>(5)~(10) [略]</p> <p>(11) 第11条第2項の規定による近傍同種の住宅の家賃の決定に関する事。</p> <p>(12)~(14) [略]</p> <p>(15) 第13条(第28条第4項、第29条第8項、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の減免及び徴収の猶予に関する事。</p> <p>(16) 第14条第1項(第28条第4項、第29条第8項、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の徴収に関する事。</p> <p>(17) 第14条第1項第3号(第28条第4項、第29条第8項、第44条、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による住宅退去の日の認定に関する事。</p> <p>(18)・(19) [略]</p> <p>(20) 第15条第4項(第44条、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による敷金の還付に関する事。</p> <p>(21)~(30) [略]</p> <p>(31)~(60) [略]</p> <p>42の4 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)による次の事務</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 第41条の規定による駐車場の明渡届の受理に関する事。</p> <p>(8) [略]</p> <p>42の5~67 [略]</p>	<p>準用する場合を含む。)の規定による書面の受理に関する事。</p> <p>(8) 第8条の2第6項の規定による期限付入居決定の取消しに関する事。</p> <p>(9) 第8条の2第7項の規定による期限付入居期間の満了等の通知に関する事。</p> <p>(10) 第8条の2第8項の規定による期限付入居期間の延長に関する事。</p> <p>(11) 第9条(第8条の2第9項、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による入居決定等の通知に関する事。</p> <p>(12)~(17) [略]</p> <p>(18) 第11条第3項の規定による家賃の決定に関する事。</p> <p>(19)~(21) [略]</p> <p>(22) 第13条(第28条第5項、第29条第8項、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の減免及び徴収の猶予に関する事。</p> <p>(23) 第14条第1項(第28条第5項、第29条第8項、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の徴収に関する事。</p> <p>(24) 第14条第1項第3号(第28条第5項、第29条第8項、第44条、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による住宅退去の日の認定に関する事。</p> <p>(25)・(26) [略]</p> <p>(27)~(36) [略]</p> <p>(37) 第28条第4項の規定による収入超過者の家賃の決定に関する事。</p> <p>(38)~(67) [略]</p> <p>42の4 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)による次の事務</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>(5) 第25条第2項の規定による意見申出書の受理に関する事。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(8) 第42条の規定による駐車場の明渡届の受理に関する事。</p> <p>(9) [略]</p> <p>42の5~67 [略]</p>
	[略]	[略]
保健所長	<p>1~25の3 [略]</p> <p>26 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)による次の事務(衛生管理課の所掌に属するものに限る。)</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 第38条第2項の規定による報告又は物件</p>	<p>保健所長</p> <p>1~25の3 [略]</p> <p>26 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)による次の事務(衛生管理課の所掌に属するものに限る。)</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による報告又は物件</p>

	<p>の提出の要求、立入調査及び質問に関すること。</p> <p>(5) 第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。</p> <p>27～70 [略]</p>		<p>の提出の要求、立入調査及び質問に関すること。</p> <p>(5) 第53条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。</p> <p>27～70 [略]</p>
[略]		[略]	
食肉衛生 検査所長	<p>1～5 [略]</p> <p>6 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律による次の事務（衛生管理課の所掌に属するものに限る。）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第38条第2項の規定による報告又は物件の提出の要求、立入調査及び質問に関すること。</p> <p>(5) 第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。</p>	食肉衛生 検査所長	<p>1～5 [略]</p> <p>6 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律による次の事務（衛生管理課の所掌に属するものに限る。）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による報告又は物件の提出の要求、立入調査及び質問に関すること。</p> <p>(5) 第53条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。</p>
[略]		[略]	
土木事務 所長	<p>1～22の2 [略]</p> <p>22の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例による次の事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第9条（第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による入居決定等の通知に関すること。</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>(11) 第11条第2項（第64条において準用する場合を含む。）の規定による近傍同種の住宅の家賃の決定に関すること。</p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>(15) 第13条（第28条第4項、第29条第8項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免及び徴収の猶予に関すること。</p> <p>(16) 第14条第1項（第28条第4項、第29条第8項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収に関すること。</p>	土木事務 所長	<p>1～22の2 [略]</p> <p>22の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例による次の事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第8条の2第1項の規定による期限付一般県営住宅の指定に関すること。</p> <p>(5) 第8条の2第2項ただし書の規定による期限付入居決定の失効に関すること。</p> <p>(6) 第8条の2第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による期限付一般県営住宅の明渡しの説明に関すること。</p> <p>(7) 第8条の2第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による書面の受理に関すること。</p> <p>(8) 第8条の2第6項の規定による期限付入居決定の取消しに関すること。</p> <p>(9) 第8条の2第7項の規定による期限付入居期間の満了等の通知に関すること。</p> <p>(10) 第8条の2第8項の規定による期限付入居期間の延長に関すること。</p> <p>(11) 第9条（第8条の2第9項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による入居決定等の通知に関すること。</p> <p>(12)～(17) [略]</p> <p>(18) 第11条第3項（第64条において準用する場合を含む。）の規定による家賃の決定に関すること。</p> <p>(19)～(21) [略]</p> <p>(22) 第13条（第28条第5項、第29条第8項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免及び徴収の猶予に関すること。</p> <p>(23) 第14条第1項（第28条第5項、第29条第8項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収に関すること。</p>

<p>(17) 第14条第1項第3号(第28条第4項、第29条第8項、第44条、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による住宅退去の日の認定に関すること。</p> <p>(18)・(19) [略]</p> <p>(20) 第15条第4項(第44条、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による敷金の還付に関すること。</p> <p>(21)～(30) [略]</p> <p>(31)～(62) [略]</p> <p>22の4 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 第41条の規定による駐車場の明渡届の受理に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>22の5～45 [略]</p>	<p>(24) 第14条第1項第3号(第28条第5項、第29条第8項、第44条、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による住宅退去の日の認定に関すること。</p> <p>(25)・(26) [略]</p> <p>(27)～(36) [略]</p> <p>(37) 第28条第4項(第64条において準用する場合を含む。)の規定による収入超過者の家賃の決定に関すること。</p> <p>(38)～(69) [略]</p> <p>22の4 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第25条第2項の規定による意見申出書の受理に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(8) 第42条の規定による駐車場の明渡届の受理に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>22の5～45 [略]</p>
[略]	[略]

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

<p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、耕種版インテグレーション加速化事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業及びみやざきの優良種苗供給体制構築事業に係る補助金</p> <p>5～30 [略]</p>	<p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、耕種版インテグレーション加速化事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業、みやざきの優良種苗供給体制構築事業及び加工・業務用野菜日本一産地確立事業に係る補助金</p> <p>5～30 [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知) 第49条の2 所長は、法第53条第60項又は第61項の規定により通知	(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知) 第49条の2 所長は、法第53条第62項又は第63項の規定により通知

をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第 144号の 2）によってしなければならない。

をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第 144号の 2）によってしなければならない。

別記様式第37号中

(宮崎県収入証紙貼付欄)

を

※ 交付機関使用欄

(レシート貼付欄)	<input type="checkbox"/> レシート交付
	<input type="checkbox"/> 領収証交付 領収証番号 ()

に、

※ 交付機関使用欄

手数料	円	交付番号	
※代理人請求の場合		<input type="checkbox"/> 委任欄使用	<input type="checkbox"/> 委任状使用
特記事項			

を

手数料	円	交付番号	
※代理人請求の場合		<input type="checkbox"/> 委任欄使用	<input type="checkbox"/> 委任状使用
特記事項			

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第37号の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 697号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日向市大字日知屋字掘り 14952-1

- (次の図に示す部分に限る。)、14941-1、14946、14953
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 698号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字若松山3052-7、3052-18、3068-5
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 699号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字赤松8718-2、8718-9
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 700号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市安井町1318-5、1318-14
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 701号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町古江字ハイ2946-27 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 702号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字榎葉谷1022-14、1022-16、1022-19、1022-20、1022-40、1022-64、1022-128
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 703号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字若松山3068-6、3068-15、3069、3072-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 704号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町富吉字蔵迫7059-5・7104（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 705号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市五十町4717、4721-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

4717・4721-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 706号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市北西方字種子田 262-5、262-16

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字種子田 262-5（次の図に示す部分に限る。）、262-16

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 707号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年6月15日宮崎県告示第 668号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 708号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1414	小野 淳也 宮崎県延岡市川島町3905、3906、3909-1	採取、精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	小野 淳也 宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目29番7号

宮崎県告示第 709号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年9月28日から同年10月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	えびの市大字杉水流字砂吐91番33地先から同市同大字字諏訪前 103番1地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日
令和5年10月13日

公 告

宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年宮崎県条例第5号) 第6条の規定により、宮崎県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表する。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) 第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
100ℓ券20枚
- 2 用途
林業等
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 3301132~G 3301151
- 4 有効期間
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
株式会社 大豊石油
- 6 紛失年月日
令和5年8月1日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 事業者の名称
岩切環境技研株式会社
- 2 事業者の住所
宮崎市大塚台西3丁目40番地10
- 3 事業者の代表者の氏名
岩切 康二

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量 (航空重力測量)
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業終了日
令和5年7月31日

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年9月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量 (航空レーザ測深)
- 2 作業地域
宮崎県宮崎市
- 3 作業期間
令和5年8月23日から令和6年3月29日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 9 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
宮崎県西都市穂北他、高鍋町上江他、新富町新田他、木城町川原他
- 3 作業期間
令和 5 年 7 月 21 日から令和 6 年 3 月 6 日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 5 年 9 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）で使用する電気 1,274,670 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部財産総合管理課 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 5 年 8 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 F P S 東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号
- 5 落札金額
24,541,396 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 5 年 7 月 20 日

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 5 年 9 月 28 日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第 5 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第 1 の 2（第 47 条関係）						別表第 1 の 2（第 47 条関係）					
支出負担行為の整理区分表						支出負担行為の整理区分表					
経費区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出命令書等に証拠書類として添付する主な書類	経費区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出命令書等に証拠書類として添付する主な書類
[略]						[略]					
3 退職手当	[略]				計算内訳書 戸籍謄本	3 退職手当	[略]				計算内訳書
[略]						[略]					
[略]						[略]					

別記様式第 15 号を次のように改める。

様式第15号

受付当日中にテレ発信

領 収 済 通 知 書			
年 度	調定番号 納通番号		
会 計			
登録番号			
納 入 義 務 者	住所 氏名 殿		
所 属			
科 目			
納入金の 内 訳			
納入金額	円		
内訳	適用税率	納入金額 (税抜)	消費税額等
	10%	円	円
	8%	円	円
	非課税	円	円
	不課税 対象外	円	円
納入期限	年 月 日		
納入場所	株式会社 宮 崎 銀 行		
上記のとおり領収しますので通知します。			
出納取扱金融機関 株式会社 宮 崎 銀 行 宮崎県企業局 企業出納員 殿			
処理済印		領収日付印	
取扱金融機関 → 宮崎銀行県庁支店			

受付当日中にテレ発信

収 入 伝 票			
年 度	調定番号 納通番号		
会 計			
登録番号			
納 入 義 務 者	住所 氏名 殿		
所 属			
科 目			
納入金の 内 訳			
納入金額	円		
内訳	適用税率	納入金額 (税抜)	消費税額等
	10%	円	円
	8%	円	円
	非課税	円	円
	不課税 対象外	円	円
納入期限	年 月 日		
納入場所	株式会社 宮 崎 銀 行		
上記のとおり領収したので通知します。			
宮崎県企業局 出納取扱金融機関 (株) 宮崎銀行県庁支店 殿			
振込口座番号 (当座) 2001791			
		領収日付印	
取扱金融機関 → 宮崎銀行県庁支店			

※金融機関の控えはコピーを伝票代用としてください。

受付当日中にテレ発信

納 入 通 知 書 兼 領 収 証			
年 度	調定番号 納通番号		
会 計			
登録番号			
納 入 義 務 者	住所 氏名 殿		
所 属			
科 目			
納入金の 内 訳			
納入金額	円		
内訳	適用税率	納入金額 (税抜)	消費税額等
	10%	円	円
	8%	円	円
	非課税	円	円
	不課税 対象外	円	円
納入期限	年 月 日		
納入場所	株式会社 宮 崎 銀 行		
上記のとおり納入してください。			
年 月 日 宮 崎 県 企 業 局 長			
上記の金額を領収しました。 ※消費税額には地方消費税額 を含みます。			
		領収日付印	

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号

発行番号 _____

過誤納収入金払戻通知書

年 月 日

住所
氏名 様

宮崎県企業局長

会計区分
(登録番号)

下記の金額は、過誤納のため払戻しをしますので、払戻請求書を提出してください。

払戻金額 (返還金額) 円

(内訳)

納付された額 (うち消費税額)	正当納付額 (うち消費税額)	差引払戻額 (うち消費税額)
円	円	円
(円)	(円)	(円)

(税率毎内訳)

適用税率	納付された額		正当納付額		差引払戻額	
	税抜額	消費税	税抜額	消費税	税抜額	消費税
10%	円	円	円	円	円	円
8%	円	円	円	円	円	円
非課税	円	円	円	円	円	円
不課税	円	円	円	円	円	円
対象外	円	円	円	円	円	円

(内容)

(払戻理由)

(払戻予定年月日) 年 月 日

※ この請求書は、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に基づく適格返還請求書となりますので、適切に保存してください。

※税率毎内訳について、該当しない適用税率の行は、削除して可。

※内容欄については、調定調書（当初）の摘要欄に入力した内容とする（取引年月日含む。）。-----

別記様式第80号その2を次のように改める。

その2
年度 月分 支出 予算整理簿

計：
会 予 算 区 分：
款 項：
目：
節：
細 節：

【控除対象】◎：全額控除 ○：一部控除 ×：控除不可 △：混在
(単位：円)

所属	年月日	件 債 権 者 名 名	伝票番号	税区分	現計予算額A	予算配当額B	施行何額C	支出負担行為額 /うち消費税等相当額	D	支払額 E /うち消費税等相当額	予算残額 B-D	控除 対象

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この企業管理規程の施行の際現に存するこの企業管理規程による改正前の企業局会計規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年9月28日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第8号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(病院の内部組織)			(病院の内部組織)		
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課、科又はセンター（以下「課等」という。）を置く。			第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課、科又はセンター（以下「課等」という。）を置く。		
病院	部等	課等	病院	部等	課等
[略]			[略]		
県立延岡病院	[略]		県立延岡病院	[略]	
	患者支援センター			患者支援センター	
	[略]			臨床研修センター	
	救命救急センター	[略]		[略]	
	集中治療センター	[略]		救命救急センター	[略]
[略]		総合診療センター	総合診療科		
[略]		集中治療センター	[略]		
[略]		化学療法センター	化学療法科		
[略]		[略]			
[略]		[略]			
(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)			(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)		
第6条	[略]		第6条	[略]	
2～12	[略]		2～12	[略]	
			13	前条に規定する臨床研修センターの分掌事務は、次のとおりとする。	
				(1) 医師及び歯科医師の研修プログラムに関すること。	
				(2) 臨床研修制度に関すること。	
				(3) その他医師及び歯科医師の指導育成に関すること。	
			14	前条に規定する総合診療センターの分掌事務は、次のとおりとする。	
				(1) 科に属する患者の診療に関すること。	
				(2) 患者の入退院に関すること。	
				(3) 総合診療センターの診療に関する文書及び記録に関すること。	

- (4) 総合診療センターに属する医療器械及び医療器具の管守並びに診療室の管理に関すること。
 - (5) 総合診療に係る医師の臨床研修に関すること。
- 15 前条に規定する化学療法センターの分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 化学療法患者の診療に関すること。
 - (2) 化学療法患者の入退院に関すること。
 - (3) 化学療法センターの診療に関する文書及び記録に関すること。
 - (4) 化学療法センターに属する医療器械及び医療器具の管守並びに診療室の管理に関すること。
 - (5) 化学療法に係る医師の臨床研修に関すること。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年9月28日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第9号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
別表第2（第4条関係） ア 医療職給料表(一)級別基準職務表	別表第2（第4条関係） ア 医療職給料表(一)級別基準職務表																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>1～3 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4・5</u> [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		3級	1～3 [略]		<u>4・5</u> [略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>1～3 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4 副センター長の職務</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5・6</u> [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		3級	1～3 [略]		<u>4 副センター長の職務</u>		<u>5・6</u> [略]	[略]	
職務の級	基準となる職務																						
[略]																							
3級	1～3 [略]																						
	<u>4・5</u> [略]																						
[略]																							
職務の級	基準となる職務																						
[略]																							
3級	1～3 [略]																						
	<u>4 副センター長の職務</u>																						
	<u>5・6</u> [略]																						
[略]																							

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

人事委員会公告

令和5年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・土木・農業土木・林業（社会人））（第2回）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年9月28日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

令和5年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（土木特別枠、農業土木特別枠）（第2回）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年9月28日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司